

# 手数料の改定について

## （令和6年7月より）

令和6年7月1日から下記のとおり、胆沢平野土地改良区の手数料を改定いたします。

事務内容・手数料一覧 <適用税率10%>

	手数料の事務内容		手数料金額（内消費税額）	備考
1	組合員が本人の部分について請求する公簿、公文書、図面等の閲覧及びコピー		550円（50円）	
2	前項の者が請求する公簿、公文書、図面等の謄抄本及び証明		1,100円（100円）	
3	組合員以外の者が請求する公簿、公文書、図面等の閲覧及びコピー		1,100円（100円）	用紙2枚目から1枚につき110円
4	組合員以外が請求する公簿、公文書、図面等の謄抄本及び証明		2,200円（200円）	用紙2枚目から1枚につき110円
5	賦課金その他公課金に関する証明		550円（50円）	
6	農地転用に伴う同意手数料		4,400円（400円）	用紙2枚目から1枚につき110円
7	農地の権利移動に伴う同意手数料		1,100円（100円）	用紙2枚目から1枚につき110円
8	水路敷等使用許可に伴う申請手数料		4,400円（400円）	
9	水路敷等工事施工許可及び雨水排水放流許可、開発行為の同意に伴う申請手数料		8,800円（800円）	
10	水路敷等払下げ登記手数料		16,500円（1,500円）	印紙税、登録免許税は別
11	境界確認申請手数料	組合員	8,250円（750円）	境界杭は実費
		組合員以外	16,500円（1,500円）	
12	境界同意証明手数料		2,200円（200円）	
13	使用料契約変更手数料		2,200円（200円）	

※ご不明な点等ございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。